

八 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）

改正案	現行
<p>（金庫の特定関係者）</p> <p>第五条の二 銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該金庫を所属労働金庫（法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫をいう。以下同じ。）とする労働金庫代理業者（同項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下この項及び次条第一項第三号において同じ。）並びに当該労働金庫代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（<u>子金融機関等の範囲</u>）</p> <p>第五条の三 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該金庫の子法人等（前条第二項に規定する子法人等をいう。）</p> <p>二 当該金庫の関連法人等（前条第三項に規定する関連法人等をい</p>	<p>（金庫の特定関係者）</p> <p>第五条の二 銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該金庫を所属労働金庫（法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫をいう。以下この項、<u>第十一条第一項、第十一条の二及び第十二条第一項</u>において同じ。）とする労働金庫代理業者（同項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下この項において同じ。）並びに当該労働金庫代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（新設）</p>

う。)

三 当該金庫を所属労働金庫として法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業を行う者（労働金庫代理業者及び前二号に掲げる者を除く。）

2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 金庫

一 第四条の六各号に掲げる者

三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者）、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社及び前二号に掲げる者を除く。）

（銀行法を準用する場合の読替え）

第七条 法第九十四条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる

（銀行法を準用する場合の読替え）

第七条 法第九十四条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる

。字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする

(略)		第十三条の三	(略)	読み替える銀行法の規定
(略)	銀行業、銀行代理業	第十三条の四	(略)	読み替えられる字句
(略)	労働金庫法第五十八条第一項各号に掲げる業務、労働金庫代理業（同法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業をいう。）	親金融機関等若しくは子金融機関等	(略)	読み替える字句
(略)		子金融機関等	(略)	読み替える字句
(略)		労働金庫法第九十四条の二	(略)	読み替える字句

。字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする

(略)		(新設)	(略)	読み替える銀行法の規定
(略)	(新設)	(新設)	(略)	読み替えられる字句
(略)	(新設)	(新設)	(略)	読み替える字句

2・3 (略)

(情報通信の技術を利用して提供する方法)

第七条の三 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十四条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 (略)

2・3 (略)

(情報通信の技術を利用して提供する方法)

第七条の三 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 (略)